

岩手県告示第213号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち総務部に係るもの（平成20年岩手県告示第269号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
法務学事課	指定認証機関交付金、私立高等学校等就学支援金交付金、私立学校運営費補助、私立学校教職員退職金給付事業費補助、日本私立学校振興・共済事業団補助、私立高等学校等授業料等減免補助、 <u>私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助</u> 、認定こども園整備事業費補助、 <u>私立特別支援学校自立支援施設等整備事業費補助</u> 、被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助及び私立学校等災害復旧支援事業費補助	法務学事課	指定認証機関交付金、私立高等学校等就学支援金交付金、私立学校運営費補助、私立学校教職員退職金給付事業費補助、日本私立学校振興・共済事業団補助、私立高等学校等授業料等減免補助、認定こども園整備事業費補助、 <u>私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助</u> 、被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助及び私立学校等災害復旧支援事業費補助
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。